

公益社団法人高知県森と緑の会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県森と緑の会定款第8条に定める会費について必要な事項を定める。

(会費)

第2条 正会員の年会費は、1口10万円とする。

第3条 賛助会員の年会費は、1口千円とし、団体は10口を、個人は3口を標準とし、口数はそれぞれの賛助会員の意思によって決する。

第4条 名誉会員は会費を納めることを要しない。

(会費の使途)

第5条 第2条の正会員の会費は、管理運営経費と公益目的事業に使用する割合を50パーセントとする。第3条の賛助会員の会費は全額を公益目的事業に使用する。

(会費の納入時期)

第6条 会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成21年7月31日）から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月25日から施行する。